



自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の技能習得や資格の取得を支援するため、就業につながる能力開発のため受講した教育訓練講座の受講料を助成します。

※申請には事前に母子・父子自立支援員との面談(予約制)が必要です。

① 制度の概要

● 給付を受けることができる方

市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で20歳未満の子を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の方
- ・ 当該講座の受講が、就労及び増収に結び付くと認められる方
- ・ 過去に当給付を受けたことのない方

● 給付の対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座で市長の指定を受けた講座講座を調べる↓

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

● 支給額

(1)雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない方

⇒対象講座の受講料の6割相当額

- ・ 上限20万円（専門実践教育訓練は修業年数×40万円、上限160万円）
- ・ 1万2千円以下は給付対象外

(2)雇用保険の教育訓練給付の受給資格のある方

⇒雇用保険による教育訓練給付との差額（上限20万円、6割との差額）

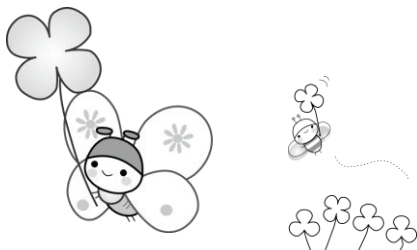
② 支給までの流れ

● 事前相談及び審査

対象講座の指定や給付金の支給にあたっては事前審査がありますので、まずはご予約の上、ご来庁下さい。就労につながるかどうかを審査いたします。

審査の結果、支給できない場合もあります。

※既にご自身でお支払いしている場合支給できません。必ずお支払い前にご相談下さい。



裏面に続きます



対象講座指定申請

対象講座の受講前に対象講座指定申請（母子・父子自立支援員に要相談）が必要です。
[必要な書類]

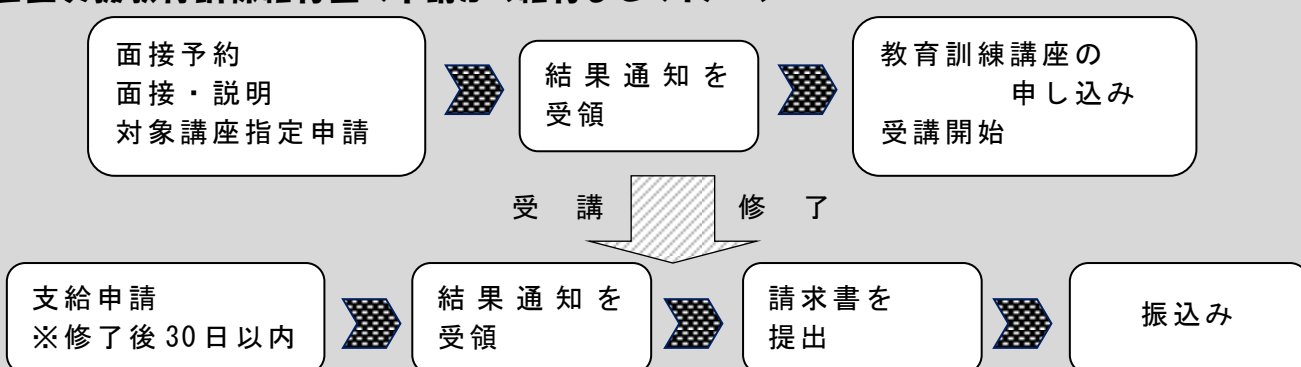
- ①対象講座指定申請書
- ②申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し
- ③児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年）の所得証明書（所得及び所得控除の内容が分かるもの。16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は申立書。）
- ④受講する講座の資料
- ⑤教育訓練給付金支給要件回答書
（ハローワークで教育訓練給付金の支給要件照会の上取得してください）
- ⑥地方税関係情報取得同意書
- ⑦その他

支給申請

対象講座の修了後30日以内に支給申請をしてください。

- [必要な書類]
- ①自立支援教育訓練給付金支給申請書
 - ②申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し
 - ③児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年）の所得証明書（所得及び所得控除の内容が分かるもの。16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は申立書。）
 - ④対象講座の修了証明書
 - ⑤受講料の領収書他
 - ⑥教育訓練給付金支給決定通知書
（※雇用保険の教育訓練給付を受給した方のみ）
 - ⑦地方税関係情報取得同意書
 - ⑧その他

自立支援教育訓練給付金の申請から給付までのイメージ



問合せ・ご相談

武蔵野市 子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター 母子・父子自立支援員
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 （市役所南棟3階）
電話 0422-60-1850 （平日 9:00～17:00）